

医療法人 長光会 長島病院 (介護予防)通所リハビリテーション運営規程

第1条(規程の目的)

この規程は、医療法人長光会長島病院が実施する指定通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営等に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態、要支援状態である高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条(施設の目的)

当院は、要介護状態、要支援状態である高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第3条(運営の方針)

通所リハビリテーション事業の提供にあたっては、当院の従業者は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

介護予防通所リハビリテーション事業の提供にあたっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

- 1 当院の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 通所リハビリテーション事業の実施にあたって、関係市町村及び地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 当院は、多様な評価手法を用いて、その提供する通所リハビリテーション事業の室の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第4条(名称及び所在地)

当院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称:医療法人 長光会 長島病院
- 2 所在地:岡山市東区瀬戸町瀬戸40-1

第5条(営業日及び営業時間)

当院の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 原則、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。

- 2 営業時間 8:30～17:00
サービス提供時間9:00～10:00、11:00～12:00、
13:30～14:30、15:30～16:30

第6条(利用定員)

当院のサービス提供時間単位の定員は、次のとおりとする。

- 1 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを合わせて 9名

第7条(従業者の職種、員数及び職務内容)

当院の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 医師 各1名以上 (常勤) 及び (非常勤)
利用者の病状に応じ、妥当適切な診療を行う。
- 2 理学療法士・作業療法士のうち、利用者10人に対して1名以上 (非常勤)
利用者の病状及び心身の状況に応じたリハビリテーション実施計画書を作成し、その計画に基づいたリハビリテーションを提供する。
- 3 管理栄養士 1人以上(非常勤)
利用者の病状及び心身の状況に応じた栄養アセスメントを行い、それに基づく栄養指導を実施する。
- 4 歯科衛生士 1人以上(非常勤)
利用者の病状及び心身の状況に応じた口腔機能向上サービスの管理指導計画を作成し、その計画に基づく口腔機能向上サービスを提供する。

第8条(サービスの内容)

当院は、利用者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等について必要なサービスを提供する。

- 1 通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 サービスの提供に当たっては、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う。
- 3 通所リハビリテーションの実施地域は、岡山市東区(旧瀬戸町、上道中学区)、赤磐市(旧山陽町、旧熊山町の桜ヶ丘のみ)とする。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情などからみて、送迎が必要と認められるものについては、利用者と当施設との間の送迎を行う。
- 5 サービスの開始に先立ち、利用者等に対してサービスの提供に関する重要事項を記した文書を交付のうえ説明し、利用者等の同意を得るものとする。

第9条(利用料その他の費用の額)

- 1 当院が通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の

額とし、当該通所リハビリテーション事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 当院は、提供できるその他のサービスの内容及び費用の支払いについて、利用者または家族に重要事項を記した文書を交付のうえ説明し、サービスを希望する利用者又は家族から予め同意を得るものとする。

第10条(施設の留意事項)

- 1 当院は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えた利用をさせない。
- 2 当院は、利用者に使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、また医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 利用者等に対し、療養上必要な事項は、理解しやすいように説明指導を行い、重要事項は施設内に掲示する。
- 4 診療に当たっては、療養上妥当適切に行うとともに、看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行う。

第11条(緊急時、事故発生時等における対応方法)

- 1 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が乗じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 当院は、利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所などに連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 当院は、利用者に対する通所リハビリテーション事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 当院は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第12条(非常災害対策)

当院は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施などの対策の万全を期すものとする。

- 1 当院の管理者は、防火管理者を選任する。
- 2 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。

- 3 当院は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行う。

第13条（身体的拘束対策）

当院は通所リハビリテーション事業の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

- 1 当院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - 二 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

第14条（虐待防止のための措置）

当院は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止に関する責任者の選定
- 二 事業者に対する虐待の防止の啓発・普及するための研修の実施
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

- 1 当院はサービス提供中及び利用者の居宅において、当院の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条（成年後見制度の活用支援）

当院は、適正な契約手続き等を行うために、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

第16条（苦情解決体制の整備）

当院は、通所リハビリテーション事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 当院は、通所リハビリテーション事業の提供に関し、介護保険法第23条等の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しく照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 2 当院は提供した通所リハビリテーション事業に係る利用者からの苦情に関して岡山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岡山県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を植えた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第17条（その他運営に関する留意事項）

- 1 当院は、採用時の研修を行うとともに、年2回以上、研修を実施する。
- 2 従業員は業務上知り得た情報について、在職中、在職後を問わず秘密を保持する。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ておくものとする。
- 4 当院は、通所リハビリテーション事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令並びに条例、規則に定めるところによるものとする。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和8年2月17日から一部改正し施行する。

附 則 この規程は、令和8年4月1日から一部改正し施行する。